

親 医療証をお持ちの方へ

1月1日は親医療証の更新日です。

受診の際には、新しい医療証と被保険者証を必ず窓口へ提出してください。

【有効期限】

令和4年1月1日から
令和4年12月31日まで

※18歳児は令和4年3月31日まで

新たに申請される方や更新日が近づいても
お手元に新しい医療証が届かない方はお住まいの
区市町村の担当窓口へお問い合わせください。

※区市町村で決めた所得制限があります。

(新しい医療証)

(藤色)

親 ひとり親家庭等医療費助成制度

【一部負担額】

| 受給者番号 | 負担額 | 外来上限 | 入院上限 |
|----------|---------|--|---------------------------|
| 81136... | 一部 1割負担 | 18,000円/月 年間上限144,000円 | 57,600円/月 多数回該当44,400円 |
| | 食 | 入院時の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の負担があります。 | |
| 81137... | 食 | 外来・入院の一部負担はありません。 ただし、入院時の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の負担があります。 | |

部…同一の医療機関で、1か月の負担額が上記の額に達したときは、その医療機関でのその月の窓口負担はありません。

食…入院時の食事代等は所得の状況などによって軽減されることがあります。詳しくは、加入している医療保険又は高齢者医療担当課へお問い合わせください。

【高額医療費の支給】(81136…の医療証をお持ちの方へ)

○ 一部負担金(入院時の食事代等は含みません。)が一定額を超えた場合には、お住まいの区市町村へ申請することにより、後日超過額が払い戻されます。

※1 個人ごとに支払った外来一部負担金の合計が、1か月18,000円を超えた額

※2 親世帯ごとに支払った一部負担金の合計が、1か月57,600円を超えた額

(過去12か月以内に3回以上、57,600円を超えた場合は、4回目からは「多数回」となり上限額が44,400円に下がります。)

※3 個人ごとに支払った外来一部負担金の合計(上記※1・2で支給された額を除く。)が、1年間で144,000円を超えた額
詳しくは、お住まいの区市町村にお問い合わせください。

お問い合わせは、お住まいの区市町村又は東京都福祉保健局まで
東京都福祉保健局保健政策部医療助成課 03-5320-4282(直通)

 東京都福祉保健局